

貴金属流通統計調査記入要領

2019年1月

調査票の記載内容については秘密が保護されます。

経済産業省資源エネルギー庁
資源・燃料部 鉱物資源課

この記入要領は、貴金属流通統計調査票の記入の仕方についてとりまとめたものです。
調査票は、金地金、プラチナ、パラジウムの品目毎に作成していただきます。
この調査の対象となる事業者の申告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、
提出期日までに経済産業省に提出してください。

1. 調査の目的

この調査は、貴金属（金地金、プラチナ、パラジウム）の流通及び多岐にわたる流通実態を把握し、貴金属の国内流通に関する行政施策の基礎資料とすることを目的とし、統計法に基づく一般統計調査として、経済産業省が実施します。

2. 秘密の保護

この調査により申告された記入内容は、統計法（第41条）によって保護されています。
したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象事業者は、以下の調査対象品目を取り扱う事業者が調査の対象となります。

- ・調査対象品目：貴金属（「金地金、プラチナ、パラジウム」をいう。以下同じ。）

- ・調査対象事業者

- 貴金属の生産及び流通を取り扱っている生産業者：国内で貴金属の製錬を業として営んでいる者
- 貴金属の輸出入業者：貴金属の輸出入を行っており、海外からの輸入地金及び国内産地金の売買取引を業として営んでいる者
- 貴金属商：貴金属の売買を業として営んでいる者及び貴金属加工を業として営んでいる者

4. 調査期日及び調査期間

この統計調査は月次統計であり、調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

5. 調査票の提出先、期日及び提出方法

調査票は、下記宛てに送付してください。

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課
住所 〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
FAX番号 03 (3580) 8440
E-mail kikinzoku-ryutsu@meti.go.jp

提出期日は、翌月25日までとなっています。

※E-mailでご提出の場合には、ファイルにパスワード設定をお願いします。

6. 休業、廃業、転業及び名称変更等

- (1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、その都度調査票の提出先宛てに、別添の調査対象解除等連絡書をご提出ください。
- (2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。
- (3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

7. 結果の公表

この調査の集計結果は、インターネットにより、経済産業省資源エネルギー庁のWebサイト及び政府統計の総合窓口（e-Stat）で公表しています。

○ 資源エネルギー庁ホームページ

http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/coal_and_minerals/cm005/

8. 調査票に関する連絡先

調査票に関する問い合わせは、下記へ連絡してください。

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課
住所〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話番号03（3501）9918
FAX番号03（3580）8440

〔記入注意事項〕

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票所定の分類、単位、項目に従って正確かつ明瞭に記入し、数字はすべて算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。

なお、推定による記入はなるべく避け、やむを得ず推定により記入する場合は、備考欄に推定方法を明記してください。

(2) 訂正について

調査票提出後、報告数値に訂正が生じた場合には、その都度速やかに調査票の提出先に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名
- ② 品目コード
- ③ 調査項目名
- ④ 訂正期間
- ⑤ 訂正発生要因
- ⑥ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑦ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. 調査票の記入について

貴金属受払状況

(1) 生産・輸入

(ア) 当月生産数量

「新産金」：生産者が国内鉱、海外鉱、スクラップ、その他から当月中に当該事業者において生産した金地金（国内及び海外からの委託生産を含む。）の数量を記載してください。

〔プラチナ、パラジウムも同様〕

「再生金」：貴金属商が加工業者、消費財、準消費退蔵品からの作業屑、スクラップ及び金製品等を精製した金地金の数量を記載してください。（私的保有金として回収、精製加工したものを除く。）

〔プラチナ、パラジウムも同様〕

(イ) 当月輸入数量

当月中に輸入通関した貴金属の数量のうちコンサイメント契約に基づく受託輸入数量を除いたものを記載してください。

(2) 私的保有 受入・払出

私的保有用と見られるものについて買い戻しを行ったもの（金融機関からの買い戻しを含む）や金融機関、一般投資家、一般消費者への売却を行った貴金属の受払を記載してください。

(3) 月間受払量

当月中の国内におけるすべての購入数量、販売数量、自家消費のための同一企業内の工場部門等への払出数量及び貴金属地金の受委託生産に係る返還数量について貴金属の受払を記載してください。

(ア) 当月国内流通受払

a) 特定貴金属取扱事業者間取引

生産者、輸出入業者、貴金属商のうち、貴金属の取扱実績を参考に資源エネルギー庁が選定する事業者との払出合計数量及び受入合計数量を記載ください。

b) その他の取引

東京工業品取引所（東京工業品取引所における先物取引の決済を現物で行い、現物の受渡し払出しがあった場合のみ、その各数量を記載）、コンサイメント（コンサイメント契約により、非居住者からの購入又は非居住者への売却を行い貴金属の所有権が移転した数量について記載）、生産者、輸出入業者、貴金属商であって上記以外の者等との売買の数量を記載）の払出合計数量及び受入合計数量を記載ください。

(イ) 消費部門への払出（自家消費を含む）

a) 金地金

消費者需要向け

「電気通信機・機械部品用」

電気機械、産業機械、有線通信機械、無線通信機械、車両、機械器具、光学機器、度量衡器等

「歯科・医療用」

歯科医療用、製薬、医療用具、放射線薬品等

「メッキ用」

メッキ用（メッキされたものが電気通信機・機械部品用として用いられると推定することが可能な場合は、電気通信機・機械部品用の欄に記載すること）

「その他」

金張用、万年筆用、試薬、建築材料、印刷用、試験研究等工業用等一般的な工業消費に用いられるもので上記以外

準消費退蔵向け

「宝飾品用」：指輪、装身具等

「美術工芸品用」：置物、宗教用具、漆器、七宝焼、硝子製品、金杯、工芸品等

「メダル用」：勲章、徽章、メダル

「その他」：陶磁器用、時計用等退蔵的な性格を持つ上記以外

b) プラチナ

消費者需要向け

「自動車触媒用」：自動車排ガス用触媒

「電気・電子機器用」：高温測定用熱電対、ＩＣ用ペースト等

「その他」：一般的な工業消費に用いられるもので上記以外

準消費退蔵向け

「化 学 用」：硝酸工場用等

「ガラス用」：ガラス及びガラス繊維用

「その他」：石油用等設備産業で用いられ将来回収される可能性を持つ上記以外
(宝飾品用、指輪、装身具等)

c) パラジウム

消費者需要向け

「自動車触媒用」：自動車排ガス用触媒

「歯科・医療用」：歯科医療用、医療用具等

「電気・電子機器用」：高温測定用熱電対、コンデンサー用、I C用ペースト

「その他」：一般的な工業消費に用いられるもので上記以外
(宝飾品用、指輪、装身具等)

(ウ) 当月輸出入量

当月中に輸出（通関）した貴金属の数量のうちコンサイメント契約に基づく受託
輸出数量を除いたものを記載してください。

(エ) 月末在庫数量

月末における国内で保有するすべての貴金属の在庫数量を記載してください（通
関未済のもの及び海外業者とのコンサイメント契約に基づく受託数量は含まない。）。
なお、月末在庫数量には、前月の在庫数量を加味して記載してください。

(オ) その他

a) 記載する数量は貴金属の純量とすること。

b) 数量はグラム以下小数点1位を四捨五入して記入すること。